

尾道市若手創業者等応援給付金交付要綱を次のように定める。

令和３年３月２３日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市若手創業者等応援給付金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、尾道市への若手創業者等の移住促進を図るため、尾道市創業支援補助金交付要綱（平成２９年４月１日施行）による尾道市創業支援補助金、尾道市開業支援補助金交付要綱（令和３年３月２３日制定）による尾道市開業支援補助金又は尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金交付要綱（令和７年３月３１日制定）による尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金（以下これらを「各補助金」という。）の交付対象者のうち、若手のものに対して、予算の範囲内において尾道市若手創業者等応援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、尾道市創業支援補助金交付要綱、尾道市開業支援補助金交付要綱及び尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若手 39歳以下の者をいう。
- (2) 移住 尾道市に転入直前に広島県外で1年以上居住していた者が、尾道市に居住し、尾道市の住民基本台帳に記載されることをいう。
- (3) 開業の日 尾道市において新たに事業所を開設し、営業を開始した日をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、各補助金の交付決定を受けた者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 各補助金の申請日において、尾道市に移住してから1年を経過していない若手又は開業の日までに尾道市に移住する意思のある若手
- (2) 尾道市に定住する意思がある若手

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、20万円とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各補助金の申請を行うときに、尾道市若手創業者等応援給付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 尾道市に転入する直前に広島県外で1年以上居住していたことを確認できる戸籍の附票の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の交付を決定し、尾道市若手創業者等応援給付金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第7条 申請者は、移住を中止しようとするとき又は定住の意思を喪失したときは、尾道市若手創業者等応援給付金交付申請取下げ書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（給付金の請求）

第8条 申請者は、各補助金の確定通知書を受理したときは、各補助金の請求書と併せて、尾道市若手創業者等応援給付金請求書（別記様式第4号）に開業の日において尾道市の住民基本台帳に記載されていることを確認することができる住民票の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（給付金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受けたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた者（以下「給付事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 開業の日から起算して3年を経過する日までに尾道市から転出し

たとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が給付金を交付することが不適当であると認めたとき。

(給付金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付事業者に当該取消しに係る給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告義務)

第12条 給付事業者は、開業の日から起算して3年を経過するまでに尾道市から転出するときは、市長に書面で報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 5 日から施行する。